

細目次

一	恐慌・戦争と行政の対応	
	南王子村会が隣村との合併を要望する (1)	2
	岸部村会議員選挙の効力に関する異議申立が却下される (2)	6
	大阪府文教調査会が失業対策について知事に答申する (3)	9
	大阪府が方面委員銓衡委員会規程を定める (4)	11
	南王子村と伯太村の境界が変更される (5)	12
	大阪府文教調査会が社会施設拡充について知事に答申する (6)	16
	大阪府が救護法施行細則を定める (7)	18
	大阪府が救護法施行に関する依命通牒を出す (8)	21
	大阪府が方面委員規程を改正する (9)	25
	大阪府がスラム街などの改善にのり出す (10)	26
	細河村など一町三村が合併して池田町が設置される (11)	28
	大阪府が魚獣腸骨取締規則を定める (12)	30
	大阪府が汚物掃除法施行細則を定める (13)	33
	麻田村など一町三村が合併して豊中市が設置される (14)	37

二 恐慌下の部落産業と戦時経済統制

北中通村と佐野町が合併して佐野町が設置される (15)	38
長瀬村・意岐部村など六町村が合併して布施市が設置される (16)	40
日中戦争の勃発に際して大阪府知事が戦争協力を指示する (17)	42
大阪府が屠場法及び同法施行規則施行細則の一部を改正する (18)	44
岸部村など一町三村が合併して吹田市が設置される (19)	47
大阪府が尿尿汲取営業取締規則を定める (20)	48
大阪府が青果物振売規程を定める (21)	53
大阪府が家畜商取締規則施行細則を定める (22)	54
大阪府が方面事業処務規程を改正する (23)	57
大阪府が部落の副業的加工业の概況を報告する (24)	60
堺市などが部落の副業的加工业の概況を報告する (25)	68
大阪市立今宮屠場が屠場の現況をまとめる (26)	75
新聞が貧困者の生活実態を報じる (27・28)	76
大阪骨製ブラシ工組合が共同工場を建設する (29)	80
大阪市保健部が屠場の沿革などをまとめる (30)	81
矢田尋常高等小学校が村誌をまとめる (31)	89

大阪市が皮革製品工業についてまとめる (32)	93
多奈川村の瓦製造業に関する記事が新聞に掲載される (33)	96
浪速区栄町などの工場主が工業地域指定を大阪府に陳情する (34)	97
浪速区西難波の住民らが商業地域指定に反対する (35)	97
大阪市が部落の実態について調査する (36)	98
朝鮮皮革株式会社の現況などが『記念写真帖』に記載される (37)	101
新聞が皮革統制下の靴工について報じる (38)	104
大阪府内で牛革靴底が払底しゴム底靴がふえる (39)	106
大阪府屑物行商人組合が創立される (40)	107
大阪市の屠場が西成区に開場する (41)	108
大阪市立の屠場の現状が報告される (42)	108
大阪府内の皮革配給統制について報告される (43)	111
大阪府における皮革工業の企業統合の実態が報じられる (44)	112
三 朝鮮人と部落との競合・共生	
内鮮協和会が共同住宅と隣保館の建設を計画する (45)	116
大阪市が朝鮮人労働者の居住状況を調査する (46)	117
朝鮮人泉州一般労組耳原支部が設置される (47)	120

浪速区栄町で融和団体・内鮮友愛会が発会式を挙げる	(48)	120
大阪府の失業対策事業に高槻町在住の朝鮮人が雇傭される	(49)	120
大阪府が在住朝鮮人に関する統計表を作成する	(50)	121
朝鮮人を対象に大阪府協和信用購買利用組合が設立される	(51)	124
貝塚町が朝鮮人むけの住宅を建設する	(52・53)	125
大阪府協和会が堺市に隣保館と簡易住宅を建設する	(54)	127
朝鮮人が部落の共同浴場で入浴を拒否される	(55)	128
旭区生江町の経済更生会が朝鮮人を排除して設立される	(56)	129
信太村で朝鮮人など転入が増加し伝染病予防対策を強化する	(57)	134
南王子村で部落に住む朝鮮人が学務委員に選ばれる	(58)	135
大阪市が市内の密住地区を調査する	(59)	136
朝鮮人の廃品回収業者を排除する動きが出る	(60)	144
多奈川村で朝鮮人の遺骨を部落の寺院が葬る	(61)	144
大阪啓明会が朝鮮人の教化と「救済」をはかる	(62)	145
大阪府が在住朝鮮人の動向を把握する	(63)	146
部落に住む朝鮮人が町村会議員に当選する	(64)	153
大阪府が朝鮮人の「皇民化」をはかるため興生事業を始める	(65)	154
大阪府が戦時下の経済犯罪状況を報告する	(66)	156

在日朝鮮人が堺市の部落での生活を語る (67)	158
在日朝鮮人が貝塚での生活を語る (68)	161

四 融和運動から同和奉公会運動へ

三島・泉南両郡誠和会が紀元節に融和歌を印刷・配布する (69)	166
大阪府公道会が発会式を挙げる (70・71)	166
大阪府公道会が会則・事業計画などを定める (72)	167
大阪府公道会が生業資金貸附規程などを定める (73)	172
大阪府知事が融和促進に関し声明を出す (74)	175
大阪市が大阪府公道会の依頼で会員募集を割当てる (75)	176
大阪府と大阪府公道会が主催し融和事業講習会を開催する (76)	177
大阪府公道会役員らが御大礼記念全国融和団体聯合大会で意見を述べる (77)	178
南王子村が公私経済緊縮を申合わせる (78)	182
大阪府公道会と大阪府が国民融和日を計画する (79)	184
大阪府公道会が一九二九年度の決算をまとめる (80)	185
公道会豊能郡支部が青年融和問題研究発表会を開催する (81)	187
大阪府公道会役員らが第二回全国融和団体聯合大会で意見を述べる (82)	189
公道会泉南支部が青年の研究発表会を開催する (83)	192

公道会東淀川区北支部が婦人講習会を開催する	(84)	193
大阪府公道会婦人部が創立される	(85)	193
公道会豊能郡支部の一九三四年度事業概況が示される	(86)	196
公道会豊能郡支部が各町村に融和事業完成一〇ヵ年計画実現陳情運動への参加を要請する	(87)	200
萱野村の融和促進委員会が発会式を挙げる	(88)	202
大阪府公道会が経済更生委員会の設立について要請する	(89)	203
南王子村青年団が満洲移住活動について報告する	(90)	205
大阪府公道会が満洲移住小集団開拓民を募集する	(91)	207
大阪府公道会が一九三九年度に各種の事業を施行する	(92)	209
大阪府が融和促進運動協議会を開催する	(93)	214
紀元二千六百年奉祝全国融和団体聯合大会に大阪からも出席する	(94)	215
大阪府と大阪府公道会が国民融和強調運動を実施する	(95)	216
大阪府公道会が同和奉公会大阪府本部に改組される	(96)	218
同和奉公会がトラホーム治療施設村を指定する	(97)	222
豊中市の資源調整事業指定地区が実施報告書を出す	(98)	224
同和奉公会大阪府本部が同和問題について建議する	(99)	228

五 水平運動と社会運動の交叉と転回

三・一五事件で大阪府水平社の関係者が検束される	(100)	234
全国水平社総本部が下阪正英を排撃する声明書を出す	(101)	234
大阪皮革工組合浪速支部が発会式を挙げる	(102)	235
全国水平社関西解放聯盟が自治聯合主義を主張する	(103・104)	236
竜華町の搾油人毛製造所と浪速区の皮革工場で争議が起こる	(105)	238
富田林町で家屋の立ち退きをめぐって差別事件が起こる	(106)	239
大阪全産業労働組合が水平社同人などに対する差別待遇反対を決議する	(107)	240
荊冠旗社が富田林町と尼崎市外に事務所を置く	(108)	241
全国水平社大阪府聯合会が甦生第一回大会を開く	(109)	241
全水大阪府聯耳原支部が兵庫県聯からの批判に反論する	(110)	243
耳原町の道路敷地買収問題で水平社委員が堺市役所を訪ねる	(111)	246
浪速区の靴工場と長瀬村のパイプ工場で労働争議が起こる	(112)	246
全国水平社草香書記の除名に大阪府聯合会が異議を唱える	(113)	248
大阪府特高課が水平団体・反水平団体を調査する	(114)	255
関西総聯盟大阪皮革労働組合が結成大会を開く	(115)	255
新堂村での差別事件を契機に啓明協会が創立される	(116)	265
大阪府が府内の消費組合を調査する	(117)	266

全水大阪府聯合会が高松地裁差別裁判糾弾闘争に取組む	(118・119・120)	268
高松地裁差別裁判糾弾闘争に大阪の各部落が上がる	(121)	273
社会大衆党大阪府支部聯合会が党活動について調査報告する	(122)	275
関西労働組合総聯盟大阪一般化学労組が結成される	(123)	276
新堂村の小作争議が大阪地裁の調停により解決する	(124)	277
全水大阪府聯合会が一九三四年度大会を開く	(125)	277
全水大阪府聯合会が地方改善費増額要求を決める	(126)	280
全水大阪府聯城北支部が青年部を創立する	(127)	281
全水大阪府聯の松田委員長らが社会大衆党を正式に支持する	(128)	282
全国水平社北大阪地区協議会が結成される	(129)	282
大阪府内の刷子工場が従業員の賃上げ要求に対抗し休業する	(130)	284
全水大阪府聯合会の活動家の転向が報告される	(131・132・133)	285
旭区の生江町経済更生会が申合せをする	(134)	288
大阪市会で栗須喜一郎が部落問題・朝鮮人問題を質問する	(135)	290
西成区経済更生会が設立される	(136)	295
大阪市が靴修繕業者への更生資金貸付を始める	(137)	296
大阪府協同経済更生聯合会が創立される	(138)	297
大阪府協同経済更生聯合会が靴修繕価格の協定をつくる	(139)	299

六 融和事業から同和事業へ

松田喜一らが部落厚生皇民運動の浸透をはかる (140)	300
大阪地方における大和報国運動の組織結成が行きなやむ (141)	301
全日本靴修理工業組合聯合会の結成の動きが出る (142)	301
大阪府が部落の共同浴場建設資金のための公債を発行する (143)	304
大阪府が西郡村の住宅を地方改善住宅として買取する (144)	305
大阪府が地方改善住宅管理及び使用料に関する規則を定める (145)	307
南王子村役場が村営浴場の積極的使用を訴える (146)	308
大阪府が社会事業資金申込書の様式を定める (147)	310
南王子村が託児所を建築する (148)	311
南王子村が地方改善事業の成績を報告する (149)	314
南王子村で地方改善事業をめぐって村会議員から疑義が出る (150)	315
住吉区役所第二出張所が融和事業施設を申請する (151)	317
西成区で製靴共同作業場の設置が計画される (152)	318
大阪府が旭区などの部落に託児所・共同浴場を建設する (153)	320
大阪府が住吉区の部落に託児所を建設する (154)	324
大阪府が地方改善応急施設費交付について通知する (155)	325

浪速市民館に授産施設が建設される (156)	327
東能勢村における経済更生指定地区の施設概況が報告される (157)	329
大阪市が各部落で地方改善応急施設事業を実施する (158)	332
東淀川区が地方改善応急施設費の交附を申請する (159)	336
大阪市が浪速区の部落で地方改善応急施設事業を実施する (160)	337
大阪市が住吉区などの部落で託児所を建設する (161)	339
大阪市が地方改善応急施設事業の成績と決算を報告する (162)	344
南王子村の有志が村役場の屠牛場設置計画に反対する (163)	346
水本村が台所改善事業を実施する (164)	347
済生会西浜診療所が新築落成する (165)	349
水本村が共同作業場を建設する (166)	350
萱野村が地方改善早害救済応急施設事業を実施する (167)	353
大阪府が地方改善施設費補助事業申請について通知する (168)	354
浪速市民館の生業資金の貸付状況がわかる (169)	356
『大大阪』誌上で大阪市の市民館事業が紹介される (170)	358
萱野村が地方改善事業施設費の補助を申請する (171)	365
大阪府会で同和事業について議員が質問する (172)	367

七 融和教育と同和教育の本格化

堺市会で泉野利喜蔵が越境問題について質問する	(173)	372
不景気のため大阪市立の勤労学校三校の給食が減る	(174)	375
大阪府が学齡児童就学奨励規程を定める	(175)	376
北河内郡内の小学校長が融和教育に関する協議会を開催する	(176)	380
貝塚町が就学奨励の状況を報告する	(177)	381
公道会泉南支部が教育者対象の研究懇談会を開催する	(178)	382
南王子小学校で訓導退職問題から同盟休校が行われる	(179・180)	382
貝塚町が学校給食の実施状況を報告する	(181)	383
公道会豊能郡支部が映画を利用して融和教育を実施する	(182)	384
公道会豊能郡支部が児童融和教育教案を作成する	(183)	385
水本村が学校給食の状況を報告する	(184)	386
泉南郡融和教育研究会が児童融和教育教案を作成する	(185)	389
泉南郡と豊能郡で融和教育研究指定校が選定される	(186)	392
三島郡と南河内郡で児童融和教育研究会が設立される	(187)	393
大阪市内で最初の児童融和教育研究会が西成区に設立される	(188)	396
富田町小学校における融和教育の実践が紹介される	(189)	397
富田町小学校で融和学芸大会が開かれる	(190)	397

	大阪府の社会課員が殉職した滝本訓導の活動を紹介する (191)	398
	大阪府融和教育委員会が設置される (192・193)	402
	大阪府融和教育委員会が融和教育指針を決定する (194・195)	403
	萱野小学校で融和教育研究会が開催される (196)	408
	大阪市が市立の勤労学校三校を廃止し小学校を設置する (197)	410
	公道会の陳情を受け大阪府が融和教育の徹底に関し協議する (198)	411
	水本村が就学奨励の状況を報告する (199)	413
	春木小学校で融和教育研究会が開催される (200)	414
	箕面小学校の研究会で部落史の特別授業がなされる (201)	415
	大阪府などが同和教育指導者講習会を開催する (202)	419
	富田国民学校で近畿地方同和教育研究協議会が開かれる (203)	420
	城北国民学校の教頭が同和教育の本質は啓発であると論じる (204)	422
八 融和と解放の思想・文化		
	沼田嘉一郎が方面常務委員联合会で自説を述べる (205)	426
	大阪府公道会の地方委員が婦人と融和について論じる (206)	429
	融和促進映画「毬の行方」が大阪の映画製作所で作られる (207・208)	431
	部落の住民が子どもの教育について提言する (209)	434

九 宗教団と融和運動

- 融和事業を担った人びとの事績が紹介される (210) …………… 437
- 融和運動家が五か条誓文に関する所感を披瀝する (211) …………… 447
- 大阪皮革商工同業組合長の荒木栄蔵の葬儀が行われる (212) …………… 449
- 新興キネマ映画「愛の天職」が糺弾される (213・214) …………… 451
- 大阪の水平社同人が文化活動の強化を提唱する (215) …………… 453
- 全国水平社が差別放送の糺弾要綱を示す (216) …………… 454
- 水平運動の活動家が生活刷新運動について論じる (217) …………… 457
- 大阪府社会課前田宇治郎の生前の事績が紹介される (218) …………… 459
- 泉野利喜蔵の追悼会が開かれる (219) …………… 460
- 西本願寺大阪教区榎並組の十四日講問題が解決する (220) …………… 464
- 西本願寺大阪教区三島組の十二日講問題が起こる (221・222) …………… 464
- 大阪府公道会が宗教家の懇談会を開催する (223・224) …………… 467
- 西本願寺大阪教区社会事業大会が開催される (225) …………… 468
- 北河内郡仏教聯合会が設立される (226) …………… 469
- 中河内郡仏教団が設立される (227) …………… 471
- 泉北郡宗教団が設立される (228) …………… 474

泉南宗教団が設立される(229).....	474
三島組十二日講問題が解決する(230).....	476
豊能郡宗教団が設立される(231・232).....	476
南王子村の寺院が一九三四年度基本金収支計算を報告する(233).....	480
布忍村の寺院が西本願寺に上納金を納める(234).....	482
泉南仏教団と全国水平社幹部が懇談会を開催する(235).....	485
南王子村の寺院が一九四〇年度基本金収支計算を報告する(236).....	487